

# 大学院大学至善館学則

2017年9月1日制定

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 大学院大学至善館学則は、大学院大学至善館（以下、「本学」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (学術院)

第2条 本学にイノベーション経営学術院を置く。

### (課程)

第3条 イノベーション経営学術院に経営修士（専門職）課程を置く。

### (専攻)

第4条 イノベーション経営学術院にイノベーション経営専攻を置く。

### (本学の目的)

第5条 社会全体のイノベーションを牽引することで世界の持続的かつ安定的な発展に貢献するという使命感を持ち、22世紀までを視野に入れた事業・組織経営のあり方を構想し、自らリーダーシップを発揮していく中で周囲の共感と信頼を得て人と組織を動かし、構想を実現できる人材を育成する。同時に、新たな全人格リーダーの育成プログラムを確立し、世界のリーダーシップ教育の革新を牽引する。研究活動においては、西洋の合理性とアジアの精神土壌を橋渡しし融合することを目指し、より包摂的かつ持続可能な経済社会像、企業像、組織像のあり方を探究することで、豊穡で安寧な人類社会の未来に貢献する。

2 学術院について、人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的を学術院則で定め、公表する。

### (入学定員)

第6条 定員は以下の通りとする。  
イノベーション経営学術院

イノベーション経営専攻	入学定員	収容定員
	80名	160名

## 第2章 修業年限、学年、学期及び休業日

### (修業年限)

第7条 修士課程の標準修業年限は2年とし、最長5年まで延長することができる。但し、留学生に対する延長年数については、大使館、領事館等により学生ビザが発給された期間を優先するものとする。

### (学年)

第8条 学年は8月20日に始まり翌年8月19日に終了する。

### (学期)

第9条 本学は学期を分けて次の2学期とする。  
前期（秋学期） 8月20日から翌年1月10日まで  
後期（春学期） 1月11日から8月19日まで

### (休業日)

第10条 休業日は次の通りとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 冬季休業日 12月28日～翌年1月4日
- (3) 夏季休業日 8月1日～8月10日

2 必要がある場合、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる

4 休業日でも、特別の必要があるときは、授業を行うことがある。

## 第3章 教員及び教職員組織

### (教員組織)

第11条 本学には、学長のほか、必要に応じて6名までの副学長を置くことができる。

- (1) 学長は、大学院の校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- (2) 副学長は、学長を助け、命を受けて大学院の校務をつかさどる。

2 学術院に学術院長を置く。

- (1) 学術院長は、学術院に関する教務をつかさどる。
- (2) 学長は、学術院長を兼ねることができる。
- (3) 学術院長は、学長が兼務する場合を除き、副学長を兼ねることができる。

3 学長、学術院長及び副学長の任期は、4年を原則とする。但し、特別な事情があり、理事会が認めた場合には、この限りではない。

(教授会とその構成員)

- 第12条 本学の学術院に教授会を置く。
- 2 教授会は、学長あるいは学術院長が学術院における次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- (1) 授業・指導、及び教員の採用・人事に関する事項
  - (2) 入学・休学・退学等、学生の身分に関する事項
  - (3) 研究等の成果、修了の審査及び学位の授与に関する事項
  - (4) 学生の指導、及び賞罰に関する事項
  - (5) その他学術院長が必要と認め、理事会の承認を受けた教育研究に関する重要な事項
- 3 教授会は、学術院の専任教員、本学の事務局長、学長並びに学術院長の任命した兼任教員及び事務職員をもって組織する。
- 4 教授会の運営等に関する事項については、大学院大学至善館教授会規程に定める。

(職員組織)

- 第13条 本学には、教務、学生対応、経理、事務などそれぞれの業務を担当する職員を置くものとする。職員の組織については別に定める。

#### 第4章 教育課程及び履修方法

(授業科目と履修方法)

- 第14条 本学は、教育課程の編成に関する基本原則を以下に定める。学術院は、本原則に則り、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
- 2 授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目から構成されるものとする。
- 3 第1項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で実施することができるものとする。
- 4 第1項の授業は、外国において履修させることができる。
- 5 第1項の授業は、本学の校舎及び付属施設以外の場所で行うことができる。

(単位)

- 第15条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。
- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

- (2) 実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(単位の認定及び成績の評価)

第16条 授業科目を履修した者に対しては、試験その他の方法によって、その合格者に所定の単位を与える。

(修了要件)

第17条 本学の課程の修了要件については、学術院の定めるところにより、所定の単位以上を取得することとする。

- 2 自由科目は、第1項に定める所定の単位数に算入しない。

(学位の授与)

第18条 本学の専門職修士課程を修了した者には修士（専門職）の学位を授与する。

## 第5章 入学、退学、転学、休学及び卒業

(入学の資格)

第19条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者。
- (2) 学校教育法（昭和22 年法律第26号）第68条の2第3項の規則より大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者。
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者。
- (4) 文部科学大臣の指定した者。
- (5) 本学において修了課程を受けるにふさわしい学力および実務経験があると認められた者。

(入学の出願)

第20条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料35,000円をそえて提出しなければならない。但し、特別の事情があると認めるときは、学長は、検定料を免除することができる。

(入学者の選考)

第21条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選抜を行う。

(入学の手続き及び入学許可)

- 第22条 前条の選抜の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに本学所定の書類を提出するとともに、別に定める学費を納付しなければならない。
- 2 学術院長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(転入学)

- 第23条 他の大学院の学生で、本学へ転入学を志望するものがあつた場合には、本学はその事由及び学力等を審査したうえで、これを許可することができる。

(留学)

- 第24条 本学は、教育上有益と認める時は、外国の大学院あるいはこれに準ずる教育機関との協議に基づき、学生が当該大学院や教育機関に留学することを認めることができる。
- 2 前項の規定により学生が留学する場合は、休学の取り扱いをしないものとする。
- 3 第1項の規定により学生が留学中に留学先の大学院あるいはこれに準ずる教育機関において取得した単位について、学術院長が当該科目の内容が教育上の要件を満たしていると判断した場合、単位として認めることができる。

(休学)

- 第25条 病気その他やむを得ない事情により修学することができないと本院が認めた者は、学術院長の許可を得て休学することができる。
- 2 病気等のため修学することが適当でないと認められる者については、学術院長は休学を命ずることができる。

(休学の取り扱い)

- 第26条 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。
- 2 休学者は、休学した学期の試験を受けることはできない。
- 3 休学者は、休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。
- 4 休学の期間は第7条の在学年限に算入しない。
- 5 休学期間中の授業料については別に定めるところによる。

(退学及び再入学)

- 第27条 退学しようとする者は、退学を願い出て学術院長の許可を受けなければならない。
- 2 退学した者で、3年以内に再入学を願い出た場合は、教授会の議を経て、これを許可することがある。この場合、退学以前の在学期間及び単位取得科目は、所定の在学年限及び単位取得科目に算入する。

- 3 再入学を志願する者は、本学所定の書類に再入学選考料を添えて提出しなければならない。

(除籍)

第28条 次の各号の一つに該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第7条に定める在学年限を超えた者
- (2) 学費の納付を1か月以上、無届で怠り、納付しない者
- (3) 第26条に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (4) 正当な理由なく、学術院の定める必要単位数を一定期間に満たさない者
- (5) 登録された連絡先において1年間音信不通となる等、長期間にわたり行方不明の者
- (6) 死亡の届出等があった者
- (7) 出入国管理及び難民認定法に定める「留学」の在留資格の入国査証を取得見込みであった学生のうち、査証の発給が拒否された者

## 第6章 入学料及び授業料の徴収について

(入学料及び授業料)

第29条 本学の入学料及び授業料は、次のとおりとする。

イノベーション経営学術院

	区 分	費 用
イノベーション経営専攻	入学料	200,000円
	授業料 (1年目)	2,400,000円
	授業料 (2年目)	2,400,000円

(授業料等の徴収)

第30条 入学を許可された者は、入学金、授業料等を指定された入学手続き期間内に納めなければならない。

- 2 在学学生は、授業料等を年額一括又は学期ごとに2回に分けて納めなければならない。2回に分けて納める場合は、それぞれ次の期間内に納めなければならない。

区分	納期
前期 (8月20日から1月10日まで)	7月末日まで
後期 (1月11日から8月19日まで)	12月末日まで

- 3 休学にあたっては休学年度の授業料等は納めなければならない。但し、休学期間が授業料等納入区分の前期または、後期の期間の全部となる場合は、その該当学期の授業料を免除し、別途定める休学在籍料の納入に代える。この休学在籍料については、学長の判断で減免することができる。
- 4 学期の途中で復学した場合は、復学した日の属する該当学期の授業料を、その月の末日までに納めなければならない。
- 5 標準修業年限にて課程を修了しない場合、在籍を延長する学期ごとに、第29条に定める授業料（2年目）の1/2相当額を支払うものとする。ただし、当該学生が修了のために履修を必要とする単位数により、学術院の定めに沿って学費を減免する。
- 6 学期の途中において、第27条第2項の規定による退学及び第28条の規定による除籍の場合は、その退学日、除籍日の属する該当学期の授業料を納めなければならない。
- 7 第27条第3項により、再入学を許可された者は、入学金及び授業料を指定された再入学手続き期間内に納めなければならない。
- 8 いったん納入した入学検定料、再入学選考料及び学費は返還しない。但し、翌年度以降の学期分の授業料等を前納していた者が翌年度開始前に休学した場合には、翌年度以降の学期分の前納授業料を返還する。休学期間が第2項に定める授業料等納入区分の前期または、後期の期間の全部となる場合は、その該当学期の授業料を返還する。

## 第7章 科目等履修生、特別聴講生

### （科目等履修生）

- 第31条 学術院長は、学術院の授業科目の一部を履修しようとする者がいるときは、学術院の定めるところにより、科目等履修生として当該授業科目の履修を許可することができる。
- 2 当該授業科目を履修し、試験その他の方法によって履修を完了した者には、所定の単位を与える。
  - 3 科目等履修生は、以下に定める入学料及び授業料を受講開始までに納めなければならない。ただし、入学料ならびに授業料については、個別科目並びに個別科目等履修生の事情を勘案し、学術院長は学長の合意を得て減免することができる。

イノベーション経営学術院

	区 分	費 用
科目等履修生	入学料	50,000円
	授業料（1単位あたり）	150,000円

- 4 科目等履修生が本学の規則に違反したときは、学術院長は、履修の許可を取り消すことができる。

(特別聴講生)

第32条 学術院長は、外国の大学の学生で、学術院の授業科目を履修しようとする者がいるときは、当該大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

- 2 特別聴講学生が学術院の授業科目を履修し、その試験その他に合格した場合、所定の単位を与える。
- 3 本学と外国の大学の覚書または協議に基づいて受け入れる特別聴講生について、当該の外国大学と相互の入学料・授業料の相互不徴収に合意している場合、入学料及び授業料を免除する。
- 4 前3項に定めるもののほか、特別聴講学生の履修手続については、学術院の定めるところによる。
- 5 特別聴講学生として適当でないと思えた者に対しては、学術院長は、退学を命ずることができる。

(特別聴講及び科目等履修による単位)

第33条 特別聴講生や科目等履修生が、第31条、第32条で定めた単位の取得後5年以内に本学の修士課程に入学した場合、学術院長は、当該科目については取得済みとして扱うことを認めることができる。

## 第8章 賞罰

(表彰)

第34条 人物及び学業の優秀な者、また学生として模範的行為があった者については、学長は教授会にはかって、これを表彰することができる。

(懲戒)

第35条 本学則又は本学で定める諸規程にしたがわず、その他学生にあるまじき行為があったときは、学長は教授会にはかって懲戒することができる。

- 2 懲戒には、戒告、有期の停学及び退学の3つがある。
  - (1) 戒告 ... 過失の是正を促し、改善の注意をする
  - (2) 停学 ... 登校停止を命じる。なお、ここに定める有期の停学とは、6月未満とする。
  - (3) 退学 ... 本学の学生としての身分を剥奪する。
- 3 第1項及び第2項は、科目等履修生および特別聴講生についても適用するものとする。



(学則の変更)

第36条 この学則の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則

1. この学則は、平成30年8月1日から施行する
2. 令和元年5月29日 「別表1) 教育課程」を改定
3. 令和2年1月28日 「別表1) 教育課程」を改定
4. 令和3年5月29日 第7章を新設し、第31条、第32条、第33条を追加。従来の第7章を第8章に、第31条～第33条を第34条～第36条に変更。第5条、第12条、第14条、第17条、第18条、第22条、第24条、第25条、第27条、第28条、第29条、第30条、第35条、第36条を改正。本変更は、令和3年8月20日から施行する